

**農業教科と共通教科の学びの関連性に関する調査研究及び教材開発事業
企画提案公募要領**

大阪府教育庁（以下「府」という。）では、大阪府立農芸高等学校（以下「農芸高校」という。）をモデル校として、農業教科と共通教科の学びを効果的に関連付ける新たな教育モデルの構築に向け、「農業教科と共通教科の学びの関連性に関する調査研究及び教材開発事業」を実施します。

本事業では、農業教科と共通教科の学びの関連性について調査及び分析を行うとともに、生徒一人ひとりの理解度や学習状況、進路希望等に応じた個別最適な学びの実現に向けた教材及び学習支援方法の試作品を開発し、その有効性を検証します。また、本事業を通じて得られた知見を整理し、今後の教材開発及びデジタル技術を活用した学習支援の可能性を検証するとともに、他の農業高校、工業系高校及び商業系高校（以下「実業高校」という。）への展開も見据えた基礎資料として取りまとめます。

については、本事業を実施する事業者を企画提案公募により募集します。

1 事業概要

(1) 事業名

農業教科と共通教科の学びの関連性に関する調査研究及び教材開発事業

(2) 事業の趣旨・目的

実業高校では、専門教科を 25 単位以上履修する特色ある教育課程のもと、実習や課題研究等を通じて実践的・専門的な教育を展開しています。一方で、大学等においてより高度な専門分野の研究や技術開発を行うためには、国語、数学、社会、理科、英語等の共通教科で培う知識・技能が土台となる場面が多くあります。そのため、高校段階から専門教科と共通教科を関連付けた学びを実現し、それぞれの理解を相互に深めることにより、生徒の専門性の向上や将来の進路の幅を広げることが期待されます。

また、近年は大学進学を希望する実業高校生が増加しており、生徒一人ひとりの学力、学習経験及び進路希望は多様化しています。そのため、それぞれの実態に応じた個別最適な学びを実現するとともに、専門教科と共通教科を有機的に関連付ける新たな教材及び学習支援手法の構築が必要となっています。

そこで本事業では、農芸高校をモデル校として、農業教科と共通教科の学びの関連性について調査及び分析を行うとともに、その成果を踏まえた教材及び学習システム試作品を開発し、その有効性を検証します。また、本事業を通じて得られた知見を整理し、今後の教材開発及びデジタル技術を活用した学習支援の可能性を検証するとともに、他の実業高校への展開も見据えた基礎資料を取りまとめることを目的とします。

(3) 事業概要

本事業は、農芸高校をモデル校として、生徒の学習状況、進路希望並びに農業教科の授業及び実習の実態について調査及び分析を行うとともに、農業教科と共通教科の学びの関連性を明らかにし、両教科を有機的に関連付けた教材及び学習支援手法の開発可能性を検証するものです。

調査に当たっては、授業及び実習の観察、生徒及び教員へのヒアリング、学習成果物の分析等の手法を用いて、農業教科における実践的な学びと共通教科で習得する知識・技能との関連性に

ついて整理・分析します。また、教材及び学習支援手法の設計、試作及び改善に必要な知見を収集するため、生徒を対象とした試行的な学習活動として勉強クラブを実施します。勉強クラブでは、生徒の学習支援を通じて、生徒の学習状況、理解度、進路希望及び学習上の課題等の実態を把握するとともに、農業教科と共通教科との関連性について調査及び分析を行います。

これらの調査結果を踏まえ、生徒一人ひとりの理解度、興味・関心、学習経験及び進路希望等の実態に応じて、農業教科と共通教科の学びを関連付けた教材及び学習支援手法の試作品を作成するとともに、その有効性を検証します。なお、教材の試作品には学習システム試作品を含むものとします。

さらに、本事業を通じて得られた知見を整理・蓄積し、今後の教材開発及びデジタル技術を活用した学習支援の可能性を検証するとともに、他の実業高校への展開も見据えた基礎資料として取りまとめるものとします。

本事業の主な内容は次のとおりとする。

- ・ 農業教科と共通教科の関連性に関する調査研究
- ・ 教材及び学習支援手法の開発
- ・ 学習システム試作品の開発
- ・ 効果検証及び成果の整理
- ・ 他の実業高校への展開を見据えた基礎資料の取りまとめ

(4) 委託上限額

30,000 千円（税込）

2 スケジュール

令和8年8月7日（金）	公募開始
令和8年8月17日（月）	事業説明会開催
令和8年8月19日（水）	質問受付締切
令和8年9月7日（月）	提案書類提出締切
令和8年9月11日（金）	選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和8年9月下旬頃	選定結果の通知
令和8年10月初旬頃	契約締結・事業開始
令和9年3月31日（水）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従

- 前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
- イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
- ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

- (9) 確定判決によって確定した損害賠償金、返還金その他の大阪府の債権について納期限までに納付していない者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和8年8月7日（金）から令和8年9月7日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後4時まで）

イ 配布方法

高校改革課ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o180030/koto_kaikaku/nogyo_proposal.html) からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

ウ 受付期間

令和8年8月7日（金）から 令和8年9月7日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後4時まで）

エ 受付場所

大阪府教育庁教育振興室高校改革課実業教育グループ
住 所：大阪府中央区大手前3丁目2-12 別館5階
電話番号：06-6944-7055

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類（以下、記載例）

審査の際の匿名性を担保するため、下記ア～エの副本については、提案者が特定できる情報（代表者、所在地、電話番号等）を黒塗りの上提出してください。また、オについては、正本の電子媒体と副本（黒塗り）の電子媒体を格納してください。

ア 応募申込書（様式1：正本1部、副本（コピー可）1部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本（コピー可）1部）

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部、副本（コピー可）1部）

エ 事業実績申告書（様式4：正本1部、副本（コピー可）1部）

オ ア～エの電子媒体（CD-R等）

カ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式5：1部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）

③ 委任状（様式7：1部）

- ④使用印鑑届（様式 8：1 部）
- キ 誓約書（参加資格関係）（様式 9：1 部）
- ク 誓約書（暴排関係）（様式 10：1 部、共同企業体の場合は全構成員分を提出）
- ケ 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください。）
- コ ①法人登記簿謄本（1 部）
- ・ 法人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）
- ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）
- ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- サ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
- ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
- ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
- ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- シ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）
- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ④株主資本等変動計算書
- ス 障害者雇用状況報告書の写し（1 部）
- a 常用雇用労働者数が 40 人以上の事業主の場合
- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 40 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（国様式第 6 号）」の写し
 - ・ 公示の日の直前の 8 月 1 日現在（8 月 2 日から 8 月 14 日までに公示された場合は、前年の 6 月 1 日現在）の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所長に提出済で受付印のあるもの
- （インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
- b 常用雇用労働者総数が 40 人未満の事業主の場合
- ・ 「障がい者の雇用状況について」（様式 11）
- (3) 応募書類の返却
- 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。
- なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞「農業教科と共通教科の学びの関連性に関する調査研究及び教材開発事業」提案書
株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和8年8月17日（月） 午後1時30分から午後2時30分まで

(2) 開催形態

オンライン開催（Microsoft Teams）

(3) 申込方法

「件名」の始めに「【説明会申込：農業教科と共通教科の学びの関連性に関する調査研究及び教材開発事業＜事業者名＞】」と明記して、電子メール（アドレス：kokokaikaku-g02@gbox.pref.osaka.lg.jp）でお申し込みください。

メール本文に、（法人の場合は）法人名、参加者職氏名、連絡先、参加人数（1者につき2名まで）を記入してください。

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

(4) 説明会への申込期限

令和8年8月14日（金） 午後4時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和8年8月19日（水） 午後4時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：kokokaikaku-g02@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 「件名」の始めに「【質問提出：農業教科と共通教科の学びの関連性に関する調査研究及び教材開発事業＜事業者名＞】」と明記してください。

イ 電子メール送信後、必ず電話で受信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後4時まで）

ウ 質問への回答は大阪府教育庁教育振興室高校改革課ホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o180030/koto_kaikaku/nogyo_proposal.html）に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

- ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。
- イ 応募が8者を超えた場合には、一次審査として提出された書類を下記の「(2) 審査基準」に基づき書類審査を実施します。一次審査の結果、上位8者に対し、二次審査としてプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの日時は、実施した場合は一次審査の結果とともに、事前に通知を行います。
- なお、審査会場にはプロジェクター等の設備はありませんのでご了承ください。
- ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。
- なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業理解及び実施体制	・本事業の目的及び趣旨を十分理解し、仕様書を踏まえた提案となっているか。 ・事業全体の運営体制、役割分担及び関係者との運営体制が明確であり、円滑な事業実施が見込めるか。 ・総括責任者、教材、システム開発者、調査研究コーディネーター等の業務実地体制が適切に構築されているか。 ・専門人材及び監修者の関りについて具体的かつ実現可能な提案となっているか。	15点
調査の手法	・学校及び生徒の実態を的確に把握できる調査手法が提案されているか。 ・農芸高校の特色を踏まえた実現可能な調査計画となっているか。 ・仕様書に示す調査内容及び手法を満たした提案となっているか。 ・勉強クラブについて、生徒の実態把握及び教材・学習支援手法の開発に必要な知見を収集できる内容となっているとともに、生徒の学力向上や個別最適な学びにつながる提案となっているか。 ・仕様書に示す内容に加え、事業効果を高める創意工夫や独自提案があるか。	35点
教材及び学習支援手法の試作開発（学習システム試作品含む）	・農芸高校の実態及び調査結果を踏まえた教材及び学習支援手法の提案となっているか。 ・調査結果を踏まえた教材を開発することを前提としつつ、現時点で想定される農業教科と共通教科との関連付けの考え方や、教材の方向性について具体的な提案がなされているか。 ・生徒の学力向上及び個別最適な学びにつながる内容となっているか。 ・調査結果を教材及び学習支援手法に反映できる仕組みとなっているか。 ・学習システム試作品について、仕様書の要件を満たすとともに、創意工夫や独自提案があるか。	35点
効果検証及び成	・KPIが具体的かつ測定可能な内容となっているか。	10点

果の活用	・ 成果を他校への展開する可能性が考慮されているか。	
福祉点	・ 企業全体において、常用労働者 40.0 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者 40.0 人未満の場合、1 人以上障がい者を雇用しているかどうか。 ※共同企業体の場合は、構成員全ての企業において上記人数を雇用していることを加点の要件とする。	2 点
価格点	価格点の算定式 満点（3 点）× 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	3 点
合 計		100 点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府教育庁教育振興室高校改革課ホームページ (https://www.pref.osaka.lg.jp/o180030/koto_kaikaku/nogyo_proposal.html) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 * 申込順

③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式 10）を提出いただ

きます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
 - ウ 確定判決によって確定した損害賠償金、返還金その他の大阪府の債権について納期限までに納付していない者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。